平成２４年（フ）第３５７号
横浜市鶴見区鶴見２丁目３番29号　アーサマ總持寺303
債務者　北平ひろ子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７５号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡１丁目16番７号
債務者　中村　由子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８７号
横浜市西区浅間町５丁目386番地の２
債務者　堀田今日次
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０４号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目18番21号コーポマリッジ１Ｆ
債務者　小林　大輔
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０６号
横浜市神奈川区子安台１丁目７番６号　子安台共同ビル702号
債務者　後藤　　哲
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０７号
横浜市青葉区しらとり台53番地10　707号
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２７号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目13番１号
債務者　櫻井　行雄
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８６号
横浜市港南区港南６丁目20番８号　五月荘202
債務者　大谷津　誠
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９８号
神奈川県藤沢市高倉650番地の38　エビアンビル203
債務者　金井　章弘
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目19番８号　井上ハイツ302
債務者　野中　勝男
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２０４１号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番46―202号
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６８号
大阪市都島区都島北通２丁目13番14号マルニコーポ都島第五406号
債務者　本田　英純
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７号
釧路市新橋大通３丁目１番225号　ノースコート新橋225号
債務者　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７１号
釧路市興津２丁目29番11号
債務者　梶原　清美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３７７号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅８街区５棟206号
債務者　南　　里水
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部